

昭和五十三年政令第二十五号

地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）附則第四十条の三第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。（趣旨）

第一条 地方公務員共済組合（以下「組合」という。）並びに全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）附則第四十条の二第一項の規定により行う事業については、この政令の定めるところによる。

第二条 組合及び連合会は、法附則第四十条の二第一項の規定により行う事業として、次に掲げる事業（以下「財産形成事業」という。）を行うことができる。

一 地方公務員（法附則第四十条の二第二項に規定する国家公務員を含むものとし、常時勤務に服することを要しない者のうち総務大臣が定める者を除く。）、法第一百四十二条第一項に規定する組合役職員及び同条第二項に規定する連合会役職員並びに法第一百四十四条の三第一項に規定する団体職員で労働者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十号）第三十一条各号に掲げる要件を満たす者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地（財産形成事業に係る基本計画）

二 前号に掲げる事業に附帯する事業（財産形成事業に係る基本計画）

第三条 総務大臣は、組合及び連合会の毎事業年度の財産形成事業につき基本計画を作成し、当該事業年度の開始前に、組合及び連合会に通知するものとする。これを変更したときも、同様

総務大臣（以下「総務大臣」という。）と協議するものとする。

二 総務大臣は、前項の基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、法第四十四条の二十九第一項の主務大臣（以下「主務大臣」という。）と協議するものとする。

三 組合及び連合会は、財産形成事業に係る法第

二十一一条第一項（法第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

二十一一条第一項（法第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による短期借入金の不足のため第一項の規定による短期借

入金を当該事業年度内に償還することができない場合は、当該事業年度内に償還しなければならない。

二十一一条第一項（法第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による短期借入金の不足のため第一項の規定による短期借

入金を当該事業年度内に償還することができない場合は、当該事業年度内に償還しなければならない。

二十一一条第一項（法第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による短期借入金の不足のため第一項の規定による短期借

入金を当該事業年度内に償還することができない場合は、当該事業年度内に償還しなければならない。

二十一一条第一項（法第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による短期借入金の不足のため第一項の規定による短期借

入金を当該事業年度内に償還することができない場合は、当該事業年度内に償還しなければならない。

む。）の事業計画及び予算を作成し、又は変更しようとするときは、第一項の基本計画に基づいて行うものとする。

（財産形成事業に係る事業資金の調達等）

組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）及び連合会は、法第三十三条第一項ただし書又は

第三十五条ただし書（法第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による

主務大臣の承認を受けて、組合又は連合会が財産形成事業を行うために必要な資金（以下「事業資金」という。）を、労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第一項

項又は附則第二条に定めるところにより、同法第六条第一項第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社若しくは同項

第二号の二に規定する損害保険会社又は独立行政法人労働者退職金共済機構から調達するものとする。

（財産形成事業に係る貸付けの限度額）

組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を含む。）の規定による資金の額を、あらかじめ、全国市町村職員共済組合連合会に対し申し出なければならない。

（財産形成事業に係る貸付けの条件等の決定）

は、当該貸付けを受ける各人につき労働者財産形成促進法第十五条第三項に規定する貸付限度額の範囲内で行わなければならない。

（財産形成事業に係る貸付けの条件等の決定）

は、当該貸付けを受ける各人につき労働者財産形成促進法第十五条第三項に規定する貸付限度額の範囲内で行わなければならない。

（財産形成事業に係る貸付けの条件等の決定）

は、当該貸付けを受ける各人につき労働者財産形成促進法第十五条第三項に規定する貸付限度額の範囲内で行わなければならない。

（財産形成事業に係る貸付けの条件等の決定）

は、当該貸付けを受ける各人につき労働者財産形成促進法第十五条第三項に規定する貸付限度額の範囲内で行わなければならない。

（財産形成事業に係る貸付けの条件等の決定）

は、当該貸付けを受ける各人につき労働者財産形成促進法第十五条第三項に規定する貸付限度額の範囲内で行わなければならない。

（財産形成事業に係る貸付けの条件等の決定）

は、当該貸付けを受ける各人につき労働者財産形成促進法第十五条第三項に規定する貸付限度額の範囲内で行わなければならない。

い場合には、前項の規定にかかわらず、償還することができない金額を限度として、これを借り換えることができる。この場合においては、借り換えることができる。

（財産形成事業に係る貸付けの限度額）

組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）及び連合会は、法第二十三条第一項ただし書又は

第三十五条ただし書（法第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による

主務大臣の承認を受けて、組合又は連合会が財産形成事業を行うために必要な資金（以下「事業資金」という。）を、労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第一項

項又は附則第二条に定めるところにより、同法第六条第一項第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社若しくは同項

第二号の二に規定する損害保険会社又は独立行政法人労働者退職金共済機構から調達するものとする。

（財産形成事業に係る貸付けの条件等の決定）

は、当該貸付けを受ける各人につき労働者財産形成促進法第十五条第三項に規定する貸付限度額の範囲内で行わなければならない。

（附則）（昭和五七年一〇月一日政令第二七七号）抄

（施行期日）

（第一条）この政令は、公布の日から施行する。

（附則）（昭和五八年七月一五日政令第一六一号）抄

（施行期日）

（第一条）この政令は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五八年法律第五十号）以下「昭和五八年法律第五十九号」という。の施行の日（昭和五十九年四月一日）から施行する。

（附則）（昭和六二年六月一二日政令第二一二号）抄

（施行期日）

（第一条）この政令は、公布の日から施行する。

（附則）（昭和六二年一一月一八日政令第一四〇三号）抄

（施行期日）

（第一条）この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

（附則）（昭和五三年五月一六日政令第一二九号）抄

（施行期日）

（第一条）この政令は、公布の日から施行する。

（附則）（昭和五三年五月三一〇日政令第三附則）（昭和五三年五月三一〇日政令第一二九号）抄

（施行期日）

（第一条）この政令は、昭和五十三年五月三一〇日から施行する。

（附則）（昭和五七年一月七日政令第三附則）（昭和五七年一月七日政令第一二九号）抄

（施行期日）

（第一条）この政令は、公布の日から施行する。

（附則）（昭和五七年八月七日政令第二〇九号）抄

（施行期日）

（第一条）この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年四月二三日政令第一 六二号）抄	（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。	附 則 （平成二三年六月一〇日政令第一 六六号）抄
第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から 施行する。	（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十六年一〇月三日政令第三 二八号）抄	（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十六年十二月一日か ら施行する。	（施行期日）
